

質 問 ・ 回 答

令和3年6月15日公表

開札予定日	令和3年6月23日(水)
物 品 名	下水道河川局庁舎構内電話交換機等
質問 1	入札書提出期限までに、電話交換機の設置環境、配線の状況等の現地確認をさせていただくことは可能でしょうか。 また、現地確認の際、納入機器の仕入先の事業者を同行してもよろしいでしょうか。
回 答	入札予定者(同行可)による現地確認は可能です。希望する場合は、日程調整等をいたしますので、契約担当に電話(011-818-3413)でご連絡ください。
質問 2	仕様書「4 借受物品の内訳」の「電話端末機器-停電用多機能電話機(アナログ用)」の備考欄に「回線接続工事については、別途札幌市で発注を行う。」との記載がありますが、どのようなことでしょうか。
回 答	現在、札幌市下水道河川局庁舎に1台設置している停電用多機能電話機(アナログ用)を7台に増設するための回線接続工事が必要となりますので、本賃貸借契約におけるリース物品の納入後に施工する予定です。 なお、当該工事については、別途、施工業者に直接発注いたします。
質問 3	仕様書6(1)に既設機器の移動に係る記載がありますが、今般納入する新設機器のリース期間満了後(7年後)の受注者への返却等については仕様書に記載がありませんので、本賃貸借契約の契約金額(リース費用)には含まれないという理解でよろしいでしょうか。
回 答	リース期間満了後におけるリース機器の返却に係る費用については、本賃貸借契約の契約金に含まれておりませんので、リース期間満了が近づきましたら、受注者と協議し、必要に応じて札幌市が負担します。
質問 4	現在のところ、仕様書に記載の納入期限までに納品が可能な状況であると仕入先から確認が取れていますが、今後の新型コロナウイルス感染状況の拡大及び長期化によっては、製造の停滞・物流の遅延等、不測の事態が生じ、納入遅延となることを懸念しています。 新型コロナウイルス感染拡大等の影響により納期が遅延することとなった場合、受注者に対して、入札参加停止措置、違約金や賠償金の請求等を行うことなく、契約期間の変更等の協議に応じていただけますか。
回 答	納入遅延等が生じることとなった場合は、その理由の如何を問わず、いったん受注者から当該不履行に係る申出書を提出していただき、当該不履行が新型コロナウイルス感染拡大等の影響によるものであると札幌市が判断したときは、納入期限の延長等に伴う契約変更を行います。